8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、当該所得の受益者の居住地国においてのみ課税できる。（第二〇条関係）

9　源泉地国免税となる所得について、条約上の特典を受けられる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。（第二一条関係）

10　日本国の居住者が納付するオランダの租税は、日本国の租税から控除する。日本国において課税される一定の所得については、オランダにおいて租税を免除され、それ以外の所得についてオランダの居住者が納付する日本国の租税の額は、オランダの租税から控除する。また、一方の締約国の国民及び企業は、租税に関し、同様の状況にある他方の締約国の国民及び同様の活動を行う他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の規定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者の申立てに係る事案については、二年以内に権限のある当局間で合意に達することができない場合、納税者の要請により仲裁に付託することができる。また、両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国における全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二四条及び第二五条関係）

12　各締約国は、この条約上の特典が、その受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、相手国の租税を徴収するよう努める。（第二六条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

14　この条約は、オランダ王国のうちヨーロッパに位置しない部分につき、外交上の公文の交換により適用を拡大できる。この条約の各条の見出しは、この条約の解釈に影響を及ぼさない。（第二八条及び第二九条関係）

15　この条約は、両締約国の国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三〇条及び第三一条関係）

16　匿名組合契約に関連して取得する所得は日本国の法令に従って源泉課税ができること等について規定する。（議定書関係）

# 政　令

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

## 政令第三百六十八号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十九号）の一部の施行に伴い、並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第八条第三号及び第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2　前項各号に規定する学級の数は、法第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する学級の数は、法第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

**第二条**　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

**附　則**

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

文部科学大臣　中川　正春

内閣総理大臣　野田　佳彦